

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	里塚斎場待合棟給茶業務
発 注 課	保）里塚斎場
選定事業者	公益社団法人札幌市母子寡婦福祉連合会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号では、母子・父子福祉団体から提供を受ける役務については、同団体を契約の相手方とした随意契約を締結することが認められている。 本業務は、本市の制定する「札幌市ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、ひとり親家庭の就労機会の提供、就労技術習得の機会として、上記地方自治法施行令に基づく随意契約といたしたい。 なお、現時点では令和7年度の本市労務単価が示されていないため、別添契約管理課通知のとおり、いったん令和6年度の日額単価を用いて積算することとし、7年度日額単価公表後、役務契約約款に基づき当該単価上昇分に係る契約金額の改定を行うこととしたい。	
根拠法令	■地方自治法施行令第167条の2第1項第3号（予定価格100万円超の場合に記入）
出席委員	ウェルネス推進部長 西村 達也 医療政策課長 葛岡 修二 施設管理課長 藤田 賢一

決定確認欄	令和7年2月10日	
委 員 長	書 記	
ウェルネス推進部長 西村 達也	ウェルネス推進課企画係長 山田 祐太	

備考1 随意契約の理由は、随意契約ガイドライン（物品・役務契約）を参考に記載すること。

備考2 予定価格が100万円以下（企画競争による場合を除く。）の場合は、「委員長」

を「策定者」に書き替え、出席委員欄及び書記欄に斜線を引いて使用すること。